



国民健康保険の

高齢受給者証を送付

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人に、8月からの新しい国民健康保険高齢受給者証(桃色)を送付しました。

有効期限は来年7月31日までです。有効期限までに75歳になる人は誕生日の前日が有効期限です。

8月以降に70歳になる人には、誕生日(1日生まれの人は前月)に送付します。高齢受給者証は誕生月の翌月(1日生まれの人は誕生日)から使用できます。

窓口での自己負担割合

①現役並み所得者(市民税課税標準額が145万円以上)の本人とその世帯に属する高齢受給者:3割

※ 現役並み所得者が昨年12月31日現在、世帯主であり、同じ国民健康保険世帯に合計所得が38万円以下である19歳未満の被保険者がいる場合は、

市民税課税標準額から次の額を控除し調整します。

2割または1割負担となる条件	
同一世帯における70歳以上の国保加入者と75歳以上の旧国保加入者の合計人数	収入が
1人	383万円未満
2人以上	計520万円未満

▼16歳未満は33万円

▼16歳以上19歳未満は12万円

※ 3割負担でも右表の条件に該当すれば、申請すると負担割合が2割または1割となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

②前述の3割負担の人以外で、昭和19年4月1日までに生まれた人:1割

③前述の3割負担の人以外で、昭和19年4月2日以降に生まれた人:2割
問合 健康保険課給付資格担当 (☎423・9457)

子どもの人権110番 ☎0120-007-110



いじめを受けている、学校に行けないなどの苦しみを抱えていたら、ひとりで悩まず、上の番号へ電話してください。秘密は守ります。

日時 8月29日(火)~9月4日(火)午前8時半~午後7時(土・日曜日は午前10時~午後5時)
問合 大阪法務局人権擁護部 (☎06-6942-9492)

年

金のお得な制度のご案内

支払いはお得な口座振替で

国民年金保険料の10月~来年3月分を10月末日に口座から引き落とす6カ月前納なら、1110円割り引きされます。希望者は8月末日までに届け出てください。

毎月納付でも、当月保険料を当月末に引き落とす「早割」だと、年間600円割り引きされます。「早割」は随時受け付けています。届け出は年金手帳、通帳、金融機関の届け出印を持って、金融機関の窓口で「口座振替納付(変更)

申出書」を提出してください。

問合 貝塚年金事務所 (☎431・1122)

付加年金をご存じですか

国民年金の第1号被保険者で定額保険料を納めている人は、付加保険料(月400円)を納めると「200円×付加保険料を納めた月数」の金額が老齢基礎年金に加算されます。付加年金は申請月から加入できます(免除・猶予されている人、国民年金基金加入者は除く)。年金手帳を持って、市民課の窓口にお越しください。

問合 市民課国民年金担当 (☎423・9460)

国民年金基金

国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せする制度です。加入できる人は、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者(自営業者など)で定額保険料を納めている人、60歳以上65歳未満の人や海外に居住して国民年金に任意加入している人です。

納めた掛金は、全額が税申告の社会保険料控除の対象です。また、老後に受け取る年金にも公的年金等控除が適用されるなど、税法上の優遇措置があります。

問合 大阪府国民年金基金 (☎0120・65・4192)

住

居表示を実施します

住所や所在地をわかりやすくするため、下表のとおり居表示を行います。居表示実施後は、新しい住所を使ってください。

準備調査にご協力を

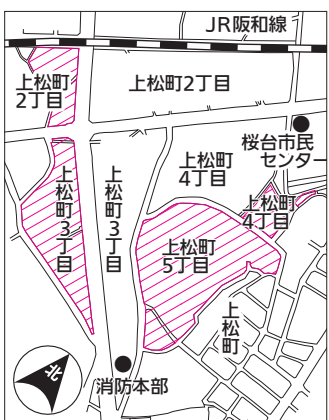
該当区域のご家庭や事業所を調査員が訪問し、住所や世帯員、事業所名などをお聞きします。調査員が訪問した際はご協力ください。

問合 市民課住居表示担当 (☎423・9452)

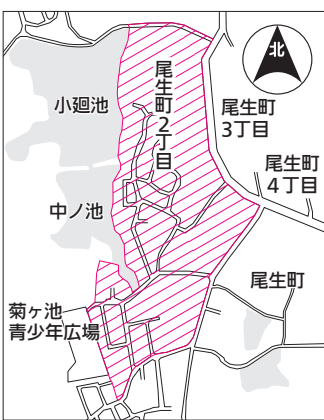
住居表示実施区域一覧

	新しい町名	住居表示前	実施日
地図①	上松町2~5丁目	上松町の一部	9/25(火)
地図②	尾生町2丁目	尾生町・下松町・上松町・西之内町の一部	12/3(月)

※ 地図内の斜線部分が対象区域です。



①上松町2~5丁目



②尾生町2丁目

ご存知ですか

本人通知制度

本人通知制度は、住民票の写しや全部事項証明書(戸籍謄本)などを代理人や第三者に交付したことを登録者本人に郵送でお知らせするものです。希望する人は申請してください(山滝支所、各サービスセンターでは申請できません)。

※ 登録期間は3年です。延長する場合は新たに申請が必要です。

対象 本市の戸籍に記載されている(いた)人、本市の住民基本台帳に記載されている(いた)人

登録に必要なもの 来庁者の運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類(代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は全部事項証明書〈戸籍謄本〉などの資格を証明する書類も必要)

問合 市民課住民担当 (☎423・9454)

受け取りはお早めに! 未受領のマイナンバー カードを廃棄します

総務省からの通知により、申請後、長期間受け取れないマイナンバーカードを9月末に廃棄します。

対象の人には交付通知書を再送付しています。まだマイナンバーカードを受取っていない人は、早めにお受け取りください。

廃棄対象 平成27年10月~平成29年3月未までに申請されたマイナンバーカード

問合 市民課住民担当 (☎423・9509)